

Weekly Report

第395号
平成29年2月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

節税目的の養子縁組は有効？

◆節税のための養子縁組に係る最高裁判決

相続税の節税を目的とした養子縁組は「当事者間に縁組をする意思がない」として無効であるかどうか争われた裁判で、最高裁は「節税のための養子縁組であっても、直ちに無効とはいえない」との判断を示しました。

この事案は二審の高裁で、養子縁組は専ら相続税の節税のためにされたものであり、民法802条1号の「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとして、養子縁組は無効と判断されていました。

しかし、最高裁では、相続税の節税のために養子縁組をする場合でも、直ちに「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできないとし、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情もないことから、養子縁組は有効と判断しました。

◆養子縁組による節税対策は慎重に

相続税の申告・節税は、相続等により取得した財産が基礎控除額（27年以降は「3千万円

+600万円×法定相続人の数」を超える場合に必要となりますが、法定相続人の数が多いほど基礎控除額が増えます。また、生命保険金や死亡退職金の非課税限度額（500万円×法定相続人の数）も同様です。そのため、富裕層を中心に節税目的で養子縁組をするケースは少なくありません。

ただし、法定相続人の数に含まれる養子は、実子がいる場合は1人（実子がいない場合は2人）までとなり、孫を養子にした場合は孫の相続税に2割加算されます。

また、安易に養子縁組を行うことで、親族同士でトラブルが起こることもあるので注意が必要です。

28年分の消費税の確定申告が必要な方は
個人事業者における28年分の消費税の確定申告は、3月31日までです。

28年分の課税売上高が1千万円以下でも、26年分の課税売上高が1千万円を超えている場合には、確定申告が必要となります。

また、26年分の課税売上高が1千万円以下であっても、27年12月までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合や、特定期間（27年1月から6月までの期間）の課税売上高が1千万円を超えている場合には、確定申告が必要です。なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

国民年金の2年前納は現金・カードも可能に

国民年金では、一定期間（6ヶ月・1年・2年）の保険料をまとめて納めることで割引となる「前納制度」があります（2年前納の場合は、毎月納付と比べて15000円程度の割引）。

これまで2年前納の取扱いは口座振替のみでしたが、29年4月から新たに現金・クレジットカードによる納付も可能になりました。

なお、口座振替及びクレジットカードの6ヶ月（4～9月分）、1年（29年度分）、2年（29～30年度分）の前納は、今月末が申込期限です。